

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

アストパワーセンター
犬上郡豊郷町沢 250-1 ほか

2 提出された意見の概要

(1) 彦根市からの意見

公害関係諸法令に基づく諸手続きを必要とする場合は、手続きを行うこと。

(2) 愛荘町からの意見

ア 駐車場実態調査が平成 19 年 11 月中旬に実施され、その結果を踏まえて駐車台数の減少を計画されているが、お盆時や年末年始など最も集客が多い時期において減少した駐車台数で対応が可能かどうか、調査・検討する必要があると考える。

イ 変更後、駐車場として使用しないとされているNo.③（325 台）の今後の使い道の如何によって、変更後の駐車台数で対応ができるのかどうか、調査・検討する必要があると考える（No.③駐車場跡に新たな集客施設を設置すると仮定したときに、立体駐車場等の検討をしないと駐車場の確保が難しく、また、交通渋滞が発生することが考えられるため）。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町 4-1

豊郷町産業課 犬上郡豊郷町石畑 375 番地

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4-2

愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子 825 番

(2) 縦覧期間

平成 20 年 7 月 16 日から平成 20 年 8 月 18 日まで